【金融商品取引法】

# 公開買付制度・大量保有報告制度に関する金融商品取引法・政府令改正について

大江橋法律事務所
パートナー弁護士/ニューヨーク州弁護士
関口 智弘
▶ PROFILE
norihiro.sekiguchi@ohebashi.com

大江橋法律事務所
パートナー弁護士
倉持 大
▶ PROFILE
hiroshi.kuramochi@ohebashi.com


## 第1 はじめに

2024年5月15日に成立した金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律により、公開買付制度と大量保有報告制度が見直されることになりました。また、2025年7月4日、金融庁は「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」を公表するとともに、関連する政令・内閣府令を公布しました。本稿では、紙面の都合上、今回の公開買付制度及び大量保有報告制度に関する主要な改正に絞って説明します。

なお、今回の改正は2026年5月1日に施行される予定です。

## 第2 公開買付制度の改正について

### 1 3分の1ルールの改正

公開買付けが義務付けられる閾値については、株券等の取得後において買付者の株券等所有割合が3分の1を超える場合とされますが（改正前の金融商品取引法（以下「金商法」）第27条の2第1項第3号、以下「3分の1ルール」）、この閾値が30%に引き下げられます（改正後の金商法第27条の2第1項第1号、以下「30%ルール」）。これは、諸外国では公開買付けが義務付けられる閾値を30%とする例が多いことや、30%の議決権を有していれば、多くの上場会社において株主総会の特別決議を阻止することができ、株主総会の普通決議にも重大な影響を及ぼし得ることを踏まえた改正です。

改正後は、①株券等の取得後における買付者の株券等の所有割合が、その特別関係者と合算して30%を超えることとなる場合、又は②株券等の取得前における買付者の株券等の所有割合が、その特別関係者と合算してすでに30%を超えている場合における当該株券等の取得は、原則として公開買付けによって行う必要があります（改正後の金商法第27条の2第1項第1号）。

### 2 市場内取引の適用対象化・5%ルールの維持

従来は、市場内取引（立会内）は、誰でも参加でき、取引の数量や価格が公表され、競争売買の手法で価格形成されるため、一定の透明性・公正性が担保されているとの考え方に基づき、原則として3分の1ルールは適用されませんでした[注)1]。ところが、近時、市場内取引（立会内）を通じて議決権の3分の1超を短期間のうちに取得する事例が散見され、また、こうした会社支配権に重大な影響を及ぼすような取引について、投資判断に必要な情報・時間が一般株主に十分与えられていないと指摘する裁判例[注)2]が見られたことを踏まえ、市場内

注)1　野崎彰＝谷口達哉＝松井章＝上久保知優＝小出成泰「公開買付制度に係る金融商品取引法等の改正」旬刊商事法務2363号（2024年）11頁以下参照。

注)2　東京高決令和3年11月9日（東京機械製作所事件）は、市場内取引（立会内）を通じて約3か月間で39.94%の株式の取得がなされた事案について、「抗告人らは、TOBの適用対象外である市場内取引における株式取得を通じて、株券等所有割合が3分の1を超える株式を短期間のうちに買収しており、このような買収行為は、一般株主からすると、投資判断に必要な情報と時間が十分に与えられず、買収者による経営支配権の取得によって会社の企業価値が毀損される可能性があると考えれば、そのリスクを回避する行動をとりがちであり、それだけ一般株主に対する売却への動機付けないし売却へ向けた圧力（強圧性）を持つものと認められる」と判示しました。


本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

取引（立会内）が30%ルールの適用対象とされました。

一方、従来の5%ルールは、改正後も維持されます。5%ルールとは、多数の者（60日間で10名超）からの市場外取引による買付者の株券等所有割合が5%超となる場合は、当該株券等の取得は公開買付けを要するというものです（改正前の金商法第27条の2第1項第1号）。5%ルールは、主として「一対多数」の取引構造により生じ得る提供圧力から当該取引について勧誘を受ける投資者を保護する趣旨であり、こうした保護は依然として必要であるため、維持されました。他方、市場内取引（立会内）の場合は、取引の性質上、こうした提供圧力が生じにくいため、引き続き5%ルールの適用対象外とされました[注)3]。

この改正の結果、市場内取引及びこれに準じる取引（店頭売買有価証券市場における取引、PTS取引及び外国金融商品市場における取引）を含むあらゆる取引による買付け等が30%ルールの適用対象となるため、改正後の金商法第27条の2第1項における公開買付規制の発動要件については、従前のような取引類型ごとの複雑な区分が撤廃され、①買付け等を行い、株券等所有割合が30%超となる場面（1号・30%ルール）、②多数の者からの市場外取引による買付け等を行い、株券等所有割合が5%超から30%以下となる場面（2号・5%ルール）の2類型のみに集約されます。

## 3 「僅少な買付け等」の適用除外

今回の改正では、市場内取引（立会内）に30%ルールが適用され、基本的にあらゆる取引類型による買付けが30%ルールの対象となるところ、僅少な買付けについてまで公開買付けの対象とすることは過剰規制のおそれがあるため、①取得前における買付者の株券等所有割合がすでに30%を超えており、②「株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない」買付け等を行う場合であって、③当該取得後の買付者の株券等所有割合が3分の2未満であり、かつ、④当該取得が特定市場外買付け等[注)4]（改正後の金商法第27条の2第1項第2号）に該当しない場合は、例外として公開買付けが不要となります（改正後の金商法第27条の2第1項第1号第3カッコ書き）。

②の「著しく少ない」場合とは、(a)当該取得により増加する買付者の株券等所有割合が0.5%未満であり、かつ、(b)当該取得前6か月間に他に当該上場会社が発行する株券等の取得（公開買付け及び適用除外買付け等を除く。）を行っていない場合とされます（改正後の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」）第7条第3項）。

なお、改正前は、上場子会社の親会社が当該上場子会社の株券等を3分の2未満まで公開買付け外で買い増すことは、「適用除外買付け等」として許されていました（改正前の金商法施行令第6条の2第1項第4号）。この適用除外を前提に、上場会社を子会社化する公開買付けでは、下限を50%超ないし3分の2未満の値に設定して、子会社化後も上場を維持した上で、様々な目的から3分の2未満の範囲で公開買付けなしで追加取得するケースがありました。しかし、今回の改正ではこの適用除外が廃止され、親会社がその上場子会社の株券等を公開買付け外で買い増すことができる範囲は、上記(a)及び(b)のとおり、極めて限定的な場合に限られます。今後、親会社が上場子会社株式について有意な追加取得を行う場合は、公開買付けによることが多いと思われます。そのため、改正後に親子上場を維持する公開買付けを計画する際には留意が必要です。

注)3　野崎ほか・前掲（注1）12頁。
注)4　5%ルールの適用対象となる、多数の者から行う市場外取引による買付け等。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 4 「急速な買付け等」の規制の廃止

従来は、いわゆる「急速な買付け等」の規制として、①3か月以内に、株券等の総数の10％超の取得を行い、②①の取得のうち、株券等の総数の5％超の取得が市場外取引又は立会外取引（公開買付け及び適用除外買付け等を除く）によるものであり、③取得後の買付者の株券等所有割合が3分の1超となる場合は、公開買付けが必要とされていました（改正前の金商法第27条の2第1項第4号）。しかし、今回の改正では、「急速な買付け等」の規制が主眼としていた市場内取引（立会内）を組み合わせた脱法的な態様の取引は30％ルールの適用を受けるため、当該規制自体が廃止されました[注)5]。

その結果、公開買付けスキームの柔軟化が期待されます。

例えば、買付者が、少人数の大株主から市場外取引で3分の1まで株券等を取得し、その後3か月以内に公開買付け又は新株発行により3分の1超の取得に至るような場合については、「急速な買付け等」規制の下では、市場外取引での3分の1までの取得は許容されるものの、その後3か月以内の公開買付け又は新株発行は禁止されていました。そのため、例えば、買付者が対象会社と資本業務提携を行う目的で、市場外取引で30％までの対象会社株式を取得した後、3か月以内に第三者が同意なき公開買付けを開始した場合には、買付者はホワイトナイトとして対抗公開買付けや第三者割当の引受けを行うことができませんでした。しかし、今回の改正後は、上記のようなケースでも、法文上は原則として許容されることとなります[注)6]。

## 5 適用除外買付け等の拡大

今回の改正により、市場内取引（立会内）も公開買付規制の対象となったため、公開買付規制の適用除外となる「適用除外買付け等」（金商法第27条の2第1項ただし書き、改正後の金商法施行令第7条第1項各号）の範囲が拡大されました。ここでは主な改正点のみ簡単にご紹介します。

### （1）第一種金融商品取引業者による顧客からの買付け等

今回の改正により、第一種金融商品取引業者又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が行う株券等の買付け等であって、株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為として内閣府令で定める行為[注)7]のために行うもの（改正後の金商法施行令第7条第1項第1号）が適用除外となります。

金融商品取引業者等による顧客からの買付け等については、主に従来の5％ルールとの関係において過度に制限されているとの指摘があったところ、「一対多数」の取引構造により生じ得る提供圧力から当該取引について勧誘を受ける投資者を保護するという5％ルールの趣旨に照らして適切な範囲で適用除外を設けたものとされます[注)8]。

注)5　野崎ほか・前掲（注1）14頁以下。

注)6　この点、本改正の立法担当官は、①部分買付けの場合に、売主となる大株主が按分比例（金商法第27条の13第5項）による手残り株を嫌がるため、大株主からだけ保有株式の全てを相対で買い取ってから、一般株主からは按分比例で買うような場合は、脱法的な意図があるため、両取引を一体として評価し、公開買付規制の潜脱と判断されるおそれがある、②相対取得後の新株発行取得については、相対取得とほぼ同時に新規発行取得を行うことについて「合意」している場合は、当該株券等を株券等所有割合に合算することになり（改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「他社株府令」）第2条の7第3号）、公開買付規制の対象となる、との見解を示しています（三井秀範＝飯田秀聡＝谷口達哉＝宮下央「座談会・公開買付規制に係る令和6年金融商品取引法改正の意義」旬刊商事法務2398号（2025年）19～21頁（谷口達哉発言）参照。）。

注)7　この「内閣府令で定める行為」とは以下のとおりです（改正後の他社株府令第2条の2の3各号）。

①顧客から単位未満株式の買付け等（買付け等の後の株券等所有割合が30％を超えるものを除く）を市場価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、その後遅滞なく当該株券等の売付け等を行うこと

②顧客から株券等（単位未満株式を除く）の買付け等（買付け等の後の株券等所有割合が30％を超えるものを除く）を市場価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、その後直ちに当該株券等の売付け等を行うこと

注)8　2023年12月25日金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度ワーキング・グループ」報告（以下「WG報告」）8頁参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

**(2) 別途買付けの適用除外**

改正後は、公開買付けを行う買付者が、公開買付価格を下回る価格により当該公開買付けを同時決済することなどを条件に、別途買付けを行うことが認められるようになります（改正後の金商法施行令第7条第1項第13号）[注)9]。

公開買付価格の均一性に関する規制（金商法第27条の2第3項）については、特定の大株主等から、一般株主より低い価格での応募同意を得た場合であっても、1つの公開買付けの中で公開買付価格を区分することができず、2回にわたって公開買付けを実施しなければならないという実務上の課題が指摘されていたところ、このような同一の発行者の株券等に関して買付価格の異なる買付けを可能とするため、一定の適用除外を設けたものとされます[注)10]。

## 第3 大量保有報告制度の改正について

### 1 共同保有者の範囲等

改正前の金商法第27条の23第5項においては、株券等の保有者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者について、例外なく共同保有者に該当することとされていました。この点、機関投資家が協働して投資先企業に対してエンゲージメントを行う場合に、機関投資家が相互に共同保有者に該当することとならないかとの懸念に関し、金融庁が2014年に公表した「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」において一定の解釈が示されていたものの、どのような場合に当該合意に該当するかは個別事情を踏まえて判断せざるを得ず、機関投資家による協働エンゲージメントに委縮効果をもたらしているとの指摘がありました。

そこで、改正後の金商法第27条の23第5項においては、①当該保有者及び他の保有者がいずれも金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者。）、銀行その他の内閣府令で定める者[注)11]であり、②共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的とせず、③共同して株主としての議決権その他の権利を行使することの合意（個別の権利の行使ごとの合意として政令で定めるものに限る。）である場合には、例外的に共同保有者に該当しないものとされました。

上記②の「重要提案行為等」は、金商法第27条の26第1項において、「発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの」と規定されています。この点、改正後の金商法施行令第14条の8の2第1項において、「重要提案行為等」について、「特定の者の役員への選任」が追加され、「代表取締役の選定又は解職」が「代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員の選定若しくは解任」に変更され、「支配人その

---

注)9　この適用除外となるには、以下の要件を「全部」満たす必要があります（改正後の金商法施行令第7条第1項第13号）。
①当該公開買付けによる買付け等を行う者と同一の者が行うものであること
②当該買付け等に係る買付け等の価格（金商法第27条の2第3項）が当該公開買付けに係る買付け等の価格を下回ること
③当該買付け等に係る株券等の受渡しその他の決済が当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済と同時に行われること
④当該買付け等に係る契約の締結までに、当該買付け等を行う者が、当該買付け等の相手方に対し、当該公開買付けの内容を記載した書面を交付し、又は当該内容を記録した電磁的記録を提供したこと
⑤当該公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書において買付予定の株券等の数の上限（金商法第27条の13第4項第2号）を付していないこと
⑥当該公開買付けに係る公開買付届出書（その訂正届出書を含む）において上記④に規定する契約があること及びその内容を明らかにしていること

注)10　WG報告・前掲（注8）10頁参照。

注)11　改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下「大量保有府令」）第5条の2の2において、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫、外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者が定められています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

他の重要な使用人の選任又は解任」及び「支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止」が削除されました注)12。改正後の「株券等の大量保有報告に関するQ&A」の問36では、「重要提案行為等」に該当するためには、(a)発行者(又はその子会社)に対する「提案」行為であること、(b)提案内容が金商法施行令第14条の8の2第1項各号に掲げる事項に該当すること、(c)提案行為が発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすことを目的とすることの3つの要件を全て満たす必要があるとされています。

上記③の個別の権利行使ごとの合意については、改正後の金商法施行令第14条の6の3において、(ⅰ)株券等の保有者が当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者との間で当該発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であって、(ⅱ)合意の対象とする当該発行者の株主総会又は投資主総会の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、(ⅲ)当該議案に対する賛否を定めて、当該保有者及び他の保有者が当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするものと規定されました。

改正後の「株券等の大量保有報告に関するQ&A」の問26の答によると、上記(ⅰ)について、「今後5年間のX社株主総会におけるAを役員に選任する旨の議案には反対する。」というように、同一の発行者の複数の株主総会等や将来の株主総会等における議案について包括的に合意するような場合には、(ⅰ)の要件を充足しないとされています。実質的に複数の株主総会等や将来の株主総会等における議案について包括的に合意していると認められるかどうかは、各合意に至る経緯、各合意の内容、各合意の対象となった株主総会等における各保有者の議決権行使の状況等、個別の事情を踏まえて判断するものとされています。また、(ⅱ)の要件については、例えば、「X社○年度定時株主総会における第■号議案」、「X社○年度定時株主総会における取締役選任議案のうち、候補者Aの選任議案」というように議案が一意に定まる程度に特定されていれば、通常、これを満たす一方、「組織再編に関する議案」等のように議案が一意に定まらないものについては、「他の議案と明確に区別できるよう特定」したとは認められないとされています。なお、合意の対象となる議案の個数には限定はなく、複数の議案について合意していれば(ⅱ)の要件を満たすとされています。さらに、(ⅲ)の要件については、合意の対象となる議案に対する「賛成」「反対」のいずれかを定めて共同して議決権を行使することを合意することが求められており、賛否を特定の保有者の意向に一任する旨を合意する場合や、形式上は賛否を定めている場合であっても、各保有者における議案の賛否についての検討過程その他の合意に至る経緯、合意の内容等、個別の事情を踏まえ、実質的に一部の保有者の意向に一任していると認められる場合には(ⅲ)の要件は満たさないとされています。

上記に加え、公開買付制度における形式的特別関係者の範囲の見直しに伴って、大量保有報告制度におけるみなし共同保有者の範囲(金商法第27条の26第6項)から「親族関係」が除かれ、改正前の金商法施行令第14条の7第1項第1号及び第2項は削除されたほか、同条第1項第3号を受けた大量保有府令第5条の3において、会社と当該会社の代表者等との関係、会社の代表者等が他の会社の代表者等である場合における当該会社と当該他の会社との関係、株券等を取得するための資金を供与した者と当該資金の供与を受けた者との関係、株券等を取得することの要請をした者と当該者に当該株券等を譲渡する目的をもって当該要請に基づいて当該株券等を取得した者との関係、及び、重要提案行為等を行うことの要請をした者と当該要請に基づいて重要提案行為等を行った者との関係が追加されました。

注)12　WG報告13頁においては、配当方針・資本政策に関する変更などといった企業支配権等に直接関係しない事項の提案行為を目的とする場合については、単に提案行為を行うことのみによって直ちに経営に対して大きな影響が生じるものとは言い難いとして、重要提案行為の定義から除外することが提言されていましたが、改正前の金商法施行令第14条の8の2第1項第9号(改正後第8号)「配当に関する方針の重要な変更」や同項第13号(改正後第12号)を受けた大量保有府令第16条第1号「資本政策に関する重要な変更」は削除されず、維持されることとなりました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の取扱い

改正前の金商法においては、株券等を原資産とし、当該株券等から生じる経済的な損益のみを一方当事者に帰属させるようなトータル・リターン・スワップ等の現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引については、通常、大量保有報告制度の適用対象にならないものの、改正前の「株券等の大量保有報告に関するQ&A」の問14において一定の場合には大量保有報告制度上の「保有者」に該当するとの解釈が示されていました。

大量保有報告制度が発行会社の経営に対する影響力に着目して大量保有者に情報開示を求める制度である点を重視すると、経済的な利益の獲得のみを目的とし、議決権その他の株主権の移動を伴わない現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引について、情報開示を求める必要性は高くないものの、現物決済型のエクイティ・デリバティブ取引に変更することを前提とする場合など、潜在的に経営に対する影響力を有していると評価できる事例については、大量保有報告制度の適用対象とすることが目的に適うものといえます。

そこで、改正後の金商法第27条の23第3項第3号において、株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者であって、当該デリバティブ取引の相手方から当該株券等を取得する目的その他の政令で定める目的を有する者は、当該株券等の「保有者」とみなされることとされました。

これを受けた改正後の金商法施行令第14条の6第2項では、①株券等に係るデリバティブ取引の相手方から当該株券等の発行者が発行する株券等を取得する目的、及び、②発行者に対して当該発行者が発行する株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有することを示して重要提案行為等を行う目的が規定されました。

また、株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者が「保有者」に該当する場合に大量保有報告書の提出義務を負う株券等の数の算出方法について、改正後の大量保有府令第3条の3に詳細な規定が置かれました。

## 3 大量保有報告書の記載事項の見直し

最後に、大量保有報告書の様式のうち、保有目的欄、当該株券等に関する担保契約等重要な契約欄及び共同保有者の保有株検討の内訳欄について見直しがなされています。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。